違憲の「戦争法」は廃止しかない

平和主義の変質を許さず、ノーの声をあげ続けよう

長崎高教組新聞
発行
〒850-0013 長崎市中川2丁目2番5号
長崎高教組会館
長崎県高等学校教職員組合
☎ (095)-827-5882
FAX (095)-826-2976
編集責任者 小田 誠
購読料一部10円
組合員は組合費に含む
メールアドレス
naga-kks@fsinet.or.jp

＜教職員の皆さんによびかけます＞
「戦争法案」の強行採決は終わりではなく、国民一人ひとりが政治を見直し、「民主主義とはなんだ」と考え、主権者を育てる教職員のあり方を改めて考え、行動に移すべきスタートです

2015年9月24日
長崎県高等学校教職員組合　執行委員会

安倍政権は9月19日未明、「国際平和支援法案」と10本の法律を一括改正する「平和安全法制整備法案」の2法案（以下、「戦争法案」）を参議院本会議で強行採決しました。「法案は憲法違反」の指摘が相次ぎ、6割以上の国民が「今国会での成立に反対」の意志を示している中での暴挙です。

日本はアジア・太平洋戦争の惨禍の経験をもとに、世界に誇る平和憲法を制定し、平和を願う国民の粘り強い運動と9条の力によって戦後70年間「戦争をしない国」として、世界の国々から信望を集めてきました。戦後の日本の教職員は、戦前戦中の教育が侵略戦争であるアジア・太平洋戦争に子どもたちをかりたてたという苦い反省をもとに、「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンを確立し、大切にしてきました。自衛隊は海外で人を殺すことも、殺されることもなく、近年特に災害救助での活躍で国民からの信頼を高めてきました。自衛隊に就職を希望する生徒たちに対して、私たち教職員は平和憲法の枠内の自衛隊への就職として送り出してきました。しかし、「戦争法」の発動は、日本の国民が 70 年守り続けてきた平和を投げ捨て、「戦争する国」に国のあり方を変えてしまうことにつながります。私たち教職員は、子どもたちの未来を閉ざす「戦争法」を絶対に認めることはできません。

安倍政権は、特定秘密保護法、集団的自衛権行使容認の閣議決定、「裏口入学」と批判された96条改正案、「消費税増税先送り」とアベノミクスに焦点化し「戦争法案」の争点を隠し全有権者の2割に満たない支持率にもかかわらず自民公明与党で約7割の議席を獲得した12月総選挙、そして今回「戦争法案」を強行採決しました。「戦争法案」への反対の声は、多くの憲法学者が指摘している憲法違反の問題だけでなく、国会審議における説明不足や答弁の整合性の破綻、論理性の破綻などを無視する絶対多数を笠に着た安倍政権の数の論理に対しての国民の本能的な嫌悪感の表れです。人類が築き上げてきた立憲主義を否定し、民主主義をないがしろにする安倍政権への国民の怒りの声です。政治に対する不信感はますます深まってきています。

6月からの国会前の座り込み、包囲行動に長崎高教組からのべ40人近くの教職員が参加しました。県内各地での集会にものべ200人を超える教職員が参加しました。国会前でのシールズや浜町鉄橋や駅前高架広場での集会でのN-DOVEのトーク、シュプレヒコールなど若者の活動には感動しました。新しい動きを感じています。「戦争法案」は採決されましたが、これで終わりではありません。「戦争法案」阻止のとりくみの中で広げ、深めてきた世代、立場を超えた共同の力によって、憲法違反の「戦争法」の発動を許さず、ただちに廃止することを求める運動に続けていきましょう。

今、県内の学校現場の状況を見れば、高校生の政治活動を禁止した1969年のいわゆる「69通達」や教育基本法第14条第２項の「教育の政治的中立」等を口実にした教職員の管理統制政策の影響を受けて、教職員の自己規制が強まり、政治に関して発言をしない、行動をしない傾向がみられます。しかし、今国会で18才選挙権が成立し、来年7月の参議院選挙から一部高校生の選挙参加が始まります。それにともなって「69通知」も見直されます。

18才を迎える若者たちに直接関わる教職員として主権者教育は大切な課題です。子どもにとって身になる主権者教育を行うためには、教職員自身が主権者としての意識をあらためて確認し、政治に対して真摯に考え行動することが大切です。教科書等の解説だけでは、主権者として政治に参加する意義を子どもたちに十分に伝えることはできません。教職員自身が主権者として積極的に政治に参加する中で、真の主権者を育てていきましょう。

9月16日から4日連続、毎夕700人規模での開催となった「戦争法案廃案！安倍政権退陣！ながさき集会」（主催：憲法改悪阻止長崎県共同センター、戦争への道を許さない！ながさき１００１人委員会、N-DOVE）は、19日は同日未明の法案強行採決に厳重に抗議する集会となり、750人以上が長崎駅前高架広場に集う中で、「言うこと聞かせる番だ俺たちが！」「絶対ここから押し返す！」「違憲の法律さっさと撤回！」と力強く声を上げました。集会の終わりに、参加者一同で抗議の決議をしました(決議文は下に)。高教組からは、連日10人前後が参加しました。

国会包囲行動には、17日に佐工分会の野田さん、本部寺田、18日に本部小田が参加しました。国会前に集まった若者、ママさん、学者、国会議員等、平和を求める人々と共に、歴史的な愚挙「戦争法案」成立阻止のため声を上げてきました。

「戦争法」の強行可決・成立に強く抗議する

昨年7月の集団的自衛権の行使を容認する閣議決定にもとづき、政府が提案した安全保障法制に関する2法案、いわゆる「戦争法案」の国会審議が大詰めを迎えていたが、自民・公明の与党は、9月17日の参議院特別委員会の強行採決に続いて本日未明の参議院本会議においても可決を強行し、成立させた。被爆地ナガサキから強い憤りを持って抗議する。

「平和安全法制整備法」は、武力攻撃事態法や周辺事態法、PKO協力法、自衛隊法など10本の法改正を一括した法で、「存立危機事態」と武力行使の「新三要件」により、わが国が直接攻撃を受けていなくても他国防衛のために自衛隊を出動させるものである。また、「国際平和支援法」は、海外での自衛隊の支援活動を定めたもので、海外派遣に関する個別立法措置を恒久法にし、いつでも、どこへでも自衛隊を派遣できる体制整備と外国軍隊との武力行使の一体化を生じさせる内容が盛り込まれている。

いずれも、戦後70年間、日本国憲法のもとで、わが国が貫いてきた海外で武力行使をしないという原則を大きく転換するとともに、さまざまな「事態」への対応を政府に白紙委任する問題をはらんでいる。立憲主義を無視し、戦争放棄をうたった憲法違反の法整備であり、断じて容認できない。

これらの法については、各種世論調査でも6割を超える人々が反対し、多くの憲法学者や法曹、歴代の内閣法制局長官、そして最高裁判所長官もこれらの法について憲法違反であると指摘している。

ナガサキは70年前に原爆被爆の惨禍を受け、いまでも多くの被爆者が原爆後遺障害で苦しめられている。8月9日の平和祈念式典においては、被爆者代表や長崎市長が法案について強い懸念を訴え、慎重な審議を求めた。政府・与党は「戦争さえなかったら」という被爆者の叫びや、「憲法を守れ」という多くの市民の声に、ついに耳を傾けることはなかった。

憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持した安全保障政策からの転換によって国際社会における日本の立ち位置が大きく変わることになる。

私たちは、安倍政権が市民の声に耳を傾けず、強行を重ねたことを忘れない。引き続き、戦争ができる国への道を許さず、自由と民主主義を守るため、安倍政権の暴走と闘い続けることを決議する。

2015年9月19日
「戦争立法」撤回！安倍政権退陣！ながさき集会　参加者一同

原発事故から4年　福島を見る・歩く・考える

東日本震災から4年半を迎えましたが、被災者の生活再建の遅れは依然深刻です。被災地の現状を知ってもらい、ともに行動を起こす契機に、福島の現状を知るとりくみが今年も実施されます。長崎から1人参加します。希望される方は、本部に至急連絡ください。若い教職員の参加を期待します。

○11月15日(日)
○福島駅から貸し切りバスで現地見学

2015「教育のつどい」in 宮城 に参加して その2

与えられたことをただ教えるのではなく

猶興館分会　鈴木琢也

場所が語る意味

今回、仙台での「教育のつどい」に参加させていただきました。これまで、進路指導の中でいろいろな小論文の資料を読みながら、福島の原子力発電所で生産された電力のほとんどが、首都圏に供給されていることを知りました。

初日に報道特集のキャスターである金平さんの講演がありました。その中で筑紫哲也さんのことに言及され、過去の映像も流されました。私もNEWS23の多事争論でいつだったか筑紫さんが、自らが冒された癌のことについて話されたのを思い出しました。

筑紫さんは、体の中心に巣くった癌が栄養分を取ってしまい、末端に行き渡らなくなり死に至るのだと述べていらっしゃいました。そして、この国は癌に冒されているということにも言及していたように記憶しています。仙台で被災された小学校の先生の話のなかで、仙台から発信できる教育を模索していこうというお話がありました。これも中央に頼るのではなく、被災を機に自らの土地に根ざした教育をめざすのだという主張がなされていました。この数日間の「教育のつどい」がどうして仙台で行われたのか。その意味をじっくり考えることができたように思います。

「つどい」で学んだこと

初日にはもう一つ、主権者意識に関するフォーラムに参加しました。18歳に選挙権が認められ、一部の高校生にも選挙権が認められるようになるので、主権者意識をどのように持たせるべきかの討論に参加しました。

二日目と三日目は、国語の分科会に参加しました。京都東山高等学校の九野里先生の授業実践が、フォーラムの討議の内容と重なるように思えました。それは、「原子の火ともる」というかつて国語の教科書に掲載されていた文章をもとにした授業実践でした。「原子の火ともる」は、原子力発電所建設推進という方向性を持って書かれた文章です。あえてそれをそれを読み、原子力発電所の事故によって実質的に破綻しているその「安全性」の神話について、批判的に考察するものです。こうすることによって、生徒たちはメディアに対するリテラシーが身につくように思いました。さまざまな情報を漫然と受け取るのではなく、ある程度批判的な視座を持ちながら、自らの考えを形成する。そういった姿勢が身につくのではないかと思うようになりました。

国語の分科会では、与えられたことをただ教えるのではなく、これからの生徒たちに必要とされる力とは何か、生徒の置かれた状況を自らの視野に入れながら、日々の教育活動に携わる必要があると反省させられた数日間でした。勉強になりました。今回の「教育のつどい」に参加させてくださり、お世話をくださったたくさんの方々に感謝をしながら、これからの教育活動に努めたいと思っています。

東松島市の被災地を訪れて

小浜分会　寺田　杉

「つどい」が終わり、翌日の19日、東松島市の被災地、東名(とうな)と野蒜(のびる)を訪れました。仙台市からJR仙石線、各停で約1時間、日本三大景観のひとつ松島から6駅のところにあります。

3・11のあの日、10mを超える津波がこの地を襲いました。海岸は防波堤など復旧工事が進められ工事関係車両がひっきりなしに国道を走っていましたが、それ以外の人、車はあまり見かけられません。あの日、津波が押し寄せてきたと思われる場所に立ち、野蒜駅舎方面を振り返って眺めると、以前は人の生活があったと思われる場所は深い草で覆われ、工事関係のプレハブ事務所だけがいくつかあるだけです。住民の一部はその地に住宅を再建した人もいるようですが、高台に移転した人も多いそうです。

また小学校か中学校かわかりませんが、今では他の目的で使われているようでした。4年が経ち、復旧や復興が進んでいるようですが、草地の中に朽ち果てた家屋や今では使われていない野蒜駅舎に、3・11のあの日この地で起きたことを想像し、その後の日本の社会のあり方を深く考え帰路につきました。

長崎県公務共闘　県人事委員会交渉

人事評価の賃金リンクについて

「職員が納得しなければ何のためにもならない」(人事委員会)

高教組が事務局を担っている長崎県公務共闘は、10月上旬に予想される県人事委員会の勧告に向けて、夏季重点要求書を9月7日に人事委員会に提出し、15日に交渉を行いました。交渉には、公務共闘から里議長(長崎自治労連委員長)、馬場事務局長(高教組書記長)、小田高教組委員長、他2人が参加し、人事委員会は大串事務局長、他3人が対応しました。

交渉の冒頭、大串事務局長が公務共闘の要求書に対する基本的な回答として、「人事委員会勧告制度が公務員の労働基本権制約の代償措置として重要な役割を担っていることは十分に承知している」「本日出された要求や意見については人事委員にきちんと伝える」と述べました。これに対して里議長は、「近年の人事院・人事委員会勧告が労働基本権制約の代償措置になっているのかはなはだ疑問だ」「代償措置であるならば、まず公務員労働者の声を代弁してもらいたい」と述べ、要求書の内容を人事委員会勧告に反映させることを求めました。

この後、公務共闘は、いくつかの重点要求について人事委員会の考え方を質しました。その中で、人事評価制度の賃金リンクについての主なやりとりは次のとおりです。

公：(厚生労働省の労働経済白書の抜粋を示して)民間企業の中で業績評価制度の問題点が明らかになってきて、業績評価を導入する企業が減ってきていることが指摘されている。そういう中で公務員に賃金リンクを導入することへの疑問が大きい。

人：確かに失敗だったという事例が議論されていることは知っている。一番の問題点は評価をきちんとできるような訓練がいるということと、資料にあるように労働者にも納得がいく制度にしていくこと。

公：今の回答で、職員の納得が大事だと考えておられることは理解できたが、昨年の人事委員会報告で賃金リンクにふれた部分で、前年まであった「職員の納得(納得性)」という言葉がなくなっていた。それは「納得」が不要になったと判断したということではないということか。

人：それ(不要と判断したということ)はない。文章の流れからそうなったのではないか。(職員が)納得しなければ何のためにもならない制度だと思う。

公：今年の報告は、職員の納得を強調したものにしてほしい。その上で、そもそも職員が納得できる賃金リンク制度というものは不可能ではないかという意見は、我々だけでなく、評価をする側の管理職の中にもあるということを認識しておいてほしい。

この他の重点項目としては、「すべての職員の賃金改善」「超緊縮減」「臨時・非常勤職員の待遇改善」について、改めて要求の実現を求めました。

長崎県労連

第28回定期大会　9月13日　諫早市

3単産・6単組から68人の代議員が参加しました。大会では、のべ19人の代議員が討論に参加し、改憲と戦争する国づくりを阻止するたたかい、憲法をいかし、安全・安心社会をめざす全労連大運動とりくみ、社会的影響力のある組織づくりに挑戦する組織拡大のとりくみを柱とする15年度の運動方針が決定されました。

高教組からは6人の代議員が参加し、討論では、寺田書記次長が、18歳選挙権との関わりで教職員の政治的中立性を理由に教育への不当な圧力がかけられる危険性にふれ、そうした政治的圧力に反対するとりくみへの協力をよびかけました。

大会では、役員の改選も行われ、大場雅信前高教組委員長が議長に、馬場隆高教組書記長が幹事に再選されました。

また、戦争法案の強行採決が迫っていることが予想される情勢で開かれたこの大会では、昼休みに参加者全員が参加して、会場近くの国道で宣伝行動を行い、「強行採決は許さない」「世論を無視する安倍政権は退陣せよ」とアピールしました。